

(1) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解について、次のとおり専決処分をする。

令和2年2月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解する。

1 和解の相手方

甲 倉吉市 個人

乙 東京都 法人

2 和解の要旨

交通事故により生じた損害について

- (1) 県側の過失割合を零とし、県が賃貸借契約により乙から借り受けている車両に生じた損害について、甲は、損害賠償金384,000円を乙に支払うものとする。
- (2) 県と乙が締結している賃貸借契約において、当該事故により生じる中途解約金37,513円について、乙は、甲が支払う損害賠償金をもって充て、県に請求しないものとする。

3 事故の概要

- (1) 事故発生年月日

令和元年12月10日

(2) 事故発生場所

倉吉市湊町地内

(3) 事故の状況

鳥取県立産業人材育成センター所属の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方乙から借り受けている軽乗用自動車を運転中、信号待ちのため停止した際、後方から進行してきた和解の相手方甲所有の軽乗用自動車に追突され、双方の車両が破損したものである。